

かべ新聞

第124号

2018年
12月14日

JR東海労働組合
新幹線地方本部
東京車両所分会

**「年休は、欠勤である!？」と証言したが
労働委員会側には全く理解されず!**

診断書強要都労委第2回審問

12月13日、都庁38階の労働委員会にて診断書強要都労委の第2回審問が開催されました。

今回の審問は、会社側証人3人（辻、室、松本、各交渉担当者）に対する主尋問・反対尋問です。多くの組合員・OBの参加で審問は始まりました。



審問の中で会社側証人は、労働協約や就業規則等の解釈・適用については丁寧に対応しているとの証言をしましたが、苦情申告があった場合、会社と組合の幹事間で事前審理を行い受理又は却下となるのですが、組合側の幹事が反対しても会社が一方的に却下しているのが現実です。それを必死に隠すという姑息な証言に終始する始末です。また、「欠勤の中に年休も含まれる」との証言に対しては、労働委員会側からの再三の質問に答え説明をしますが、残念ながら全く理解されませんでした。「年休も欠勤に含まれる」は世間には通用しない!

申立てから1年半、来年3月15日の調査を経ていよいよ終盤を迎えます。

**会社・管理者の理不尽な事象や対応には
「No!」と明確に意思表示しよう!**